

ローエイシア ニューズレター

No.36 (2018年2月)

日本ローエイシア友好協会

30回ローエイシア大会と今後の課題



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

30回ローエイシア大会は、開会式に皇太子殿下・妃殿下のお出ましを賜り、大盛況のうちに終了した。1600名を超える参加登録は、前回2003年大会のほぼ2倍になる。当協会を代表して大会副組織委員長に就任し、大会準備に精力を傾注されていた原田明夫前会長が、大会を待たず急逝されたことは、誠に痛恨の極みであった。大会の成功を原田さんに見ていただきたかった、と切に思う。中国法学会の本大会への積極的な参加姿勢により、原田さんが強く望んでおられた、中国も参加した形でのアジア太平洋地域における「法の支配」、「法による平和」の議論の場を作る、ということも、ある程度実現できたので、なお更そう思うのである。

2003年大会は、三ヶ月章組織委員長の類稀れなリーダーシップの下、日本法律家協会（日法協）、当協会が表に立って、それぞれの会員が、それぞれの力を振り絞ってやり上げたという印象だった。

2003年大会と比べての今大会の際立った特徴は、2002年ローエイシアに団体加入された日弁連が、組織を上げて主導し、成功に導いた大会だったということだった。

今回の大会では、当協会は、日弁連、日法協と3者で構成する組織委員会の一員で共催団体という位置づけで参画し、専ら、サポート役、縁の下の力持ちの役割を務めた。特に、大会全体の企画の策定や、皇太子殿下・妃殿下の行啓、プログラム構成などには、2003年大会の経験が大きく役立ったと思う。また、セッションプログラムでは、谷口安平 京大名誉教授による基調講演、那須弘平 元最高裁判事の「司法の独立」セッションへの参加の実現、「法曹教育」

「裁判の電子化」のセッションの組成などに、当協会として積極的な貢献が出来たと思う。

そして、何よりもうれしく感じたのは、アジアを中心とする外国からの参加者の日本への信頼の高さだった。日法協がローエイシアに団体加入したのは、1970年のことであったが、以来、当協会は、日法協とタイアップして、日本の法律家がオールジャパンとしてローエイシア活動に参加する母体になってきた。この実績が、ローエイシア内での日本の評価を支えていることが、外国からの参加者の暖かいまなざしから、しっかりと確認できた。

日本国内における司法改革によってもたらされた諸々の変化、国内法律業務の現状、アジア諸国における経済、社会の変革と、クロスボーダーの法律業務や国際仲裁の発展など、当協会をとりまく内外の状況は、2003年当時とは大きく変っている。それに対して、当協会の組織、活動は、当時とほとんど変わっていない。日本国内の日常活動は、家族法部会のものに留まっている。今回の大会では、若い弁護士を中心に、ローエイシア活動の活性化を待望する力強いエネルギーを感じた。この東京大会の成功の余韻が残っている間に、若い力を取り込んで、新しい変化に即応した改革を実現して次世代につなげることが、原田前会長を継いだ私の役割だと思っている。人事の若返りや、家族法部会に加えて、ビジネスや紛争処理に関する新しい研究グループを設置して、活動を行うこと、法務省のアジア諸国への法整備支援事業との連携など、新しい企画を練って、是非軌道に乗せたい。

皆様の御協力、御支援を切にお願いする次第である。

東京大会2017と日本ローエイシア友好協会



日本ローエイシア友好協会副会長
LAWASIA東京大会2017組織委員会
運営会議議長

鈴木 五十三

東京大会2003のレガシー

ローエイシア東京大会は、総勢1800余名の参加・協力を得て、盛大に行われました。大会の成功は、ローエイシアに参加するアジア太平洋地域の法律家、法律家団体に対し、この地域での法の支配の確立と法律家の活動の支援に向けた日本法曹の熱意とその貢献を力強く示し、その果たす役割の重要性を大いに示しました。

そして、この成功を支えた重要な要因の一つに、友好協会が主導した2003年東京大会の知見と経験がありました。今大会のスケジュール、開会式などの式典やプログラム、ソーシャルイベントの企画にあたっては、その隅々まで、2003年大会の先例を参考にしました。2003年に続き、今回も、皇太子ご夫妻のご臨席をいただけたことは、その象徴でした。そして、何よりも、アジア太平洋地域における日本の法曹の活躍を願いその思いを次の世代にリレーしようという友好協会会員の意気込みが、今大会を担った若い日本の法律家達の熱気として反響し、大会の成功を導きました。2003年以來の友好協会のレガシーが生かされたものと思います。

これを可能にしたのは、2003年でその主役を担い、今大会までの15年間にわたり、日本での友好協会の

活動を支えてこられた友好協会会員の熱意です。この間、協会の活動を指導された故原田明夫前会長、小杉丈夫会長、そして、ローエイシア本部・日弁連とのインターフェイスを果たされた内田晴康会員、日本法律家協会との橋渡しをされた鈴木正貢会員、小泉淑子会員、姫野春一事務局長らを含む、多くの先輩諸氏のお蔭でした。

友好協会は、日弁連、日法協とともにLAWASIA東京大会2017組織委員会の共同発起人として、その発足に協力しました。組織委員会は、山岸憲司委員長のもと日弁連の100名を超える会員が中心となって活動を担いました。友好協会は、2003年東京大会の再現を願って、組織委員会の運営委員、顧問などとして参加しました。東京大会後の顧問会議で、青山善充会員は、三ヶ月先生がおられたら「良くやった」といわれたことだろうとコメントされました。友好協会会員としての心からの喜びを表現していただいたものと思います。

日本の法曹にとっての東京大会2017

組織委員会への友好協会の協力・参加は、東京大会の担い手として、日本の法曹の共同作業を促進しました。裁判所、法務省、弁護士会の法曹三者と、学会、企業法務、学生を含む日本の法律家を全体とし

てイメージしその上に大会組織の準備活動を築こうという構想は、友好協会に由来するものとして、原田・小杉両先生が強くすすめてこられたことでした。開会式典が、アジア太平洋地域の最高裁判所長官の参加を得ておこなわれただけでなく、セッションプログラム（矢吹公敏プログラム委員長）の構成において、関連分野からの幅広い知見と問題意識を取り入れてテーマの設定、スピーカーの選定そしてフロア参加者の性格づけまでが行われ、さまざまなセッションのパネルにそしてフロアに、弁護士に加えて、裁判所、法務省、学会、企業法務からの参加者を得ました。ムートコートでは、学生弁論とともに現職の裁判官を含む法曹がベンチに座りました。

日本法曹にとっては、東アジア地域という条件からも中国との交流が重要です。2003年大会では、オーストラリアに次ぐ最大の参加者を派遣した中国でしたが、その後、ローエイシア本部への参加姿勢の後退がみられていました。友好協会としては、その復帰が大きな念願の一つでした。東京大会2017の開催を契機に、中国の団体会員である中国法学会が、ローエイシア活動への積極的参加を打ち出し、今回も、前回に劣らない代表団を派遣したことは嬉しい動きでした。中国法学会は、本部執行委員に、友好協会と20年以上の交流をもつYin Baohu氏を指名しました。同氏は、中国内での活動を活発化するために、日本の友好協会をモデルに、中国ローエイシア友好協会（friendship association）を組織したいと提案してきました。さらに嬉しい動きでした。

東京大会2017後の友好協会の活動

東京大会の成果は友好協会のこれからの活動のより一層の充実を促しています。組織委員会では、東京大会2017の詳細な大会報告のウェブサイト公表、今後のローエイシア年次大会への、若手弁護士・法律家の参加の支援、中小新興国からの参加の支援、ムートコートへの日本の学生チームの参加の促進を組織委員会解散後の継続課題として掲げています。これらの内、弁護士会活動に関するものは日弁連に委

託するが、日弁連会員でない法律家が関与する活動については、友好協会に託したいとの希望を表明しています。詳細においては、現在検討中ですが、友好協会の活動として、ウェブサイト維持、若手法曹の活動の支援、ムートコートの参加促進などを友好協会活動として行うことになると期待されています。

友好協会会員がローエイシア本部での活動に参加する機会を増大することも、一層求められています。カンボジア大会への日本参加者の支援と参加内容の充実を含むプログラム編成への協力のため、本部の組織委員会に、組織委員会の上柳敏郎事務局長の参加を招請し、ローエイシア本部に若手部会を置きその執行部門に安倍嘉一弁護士をはじめとする日本の若手弁護士を起用することも積極的に検討されています。さらに、現在、モルジブで生じている同国司法の独立に関する状況の調査団には、ローエイシア本部の人権セクションの共同議長である東澤靖弁護士が参加するなどしており、高谷知佐子弁護士の執行委員としての活動とともに、日本の法律家による、本部活動への参加を支援することも友好協会の課題です。

現在でも、家族法部会は、内外のローエイシア関連イベントで活発に活動しています。これに加えて、ビジネス法分野での活動の活発化も次の課題です。企業法務の観点からのアプローチに加えて、法整備支援や紛争解決制度、人権、環境、CSRなどとも関連させ、ビジネス活動全体のインフラストラクチャーを念頭に、ビジネス法にアプローチすることが検討されています。ビジネス法の専門弁護士に加えて、人権・公益との関連で取り上げる立場や、法務省、裁判所など司法制度の在り方からの検討も含めた総合的なビジネス法研究になるものと期待されま

す。このように、友好協会が、その会員層の広がりを生かし、各界法律家の日本での交流をすすめることにより、アジア太平洋地域の法律家コミュニティーに一層積極的に貢献していくことは、東京大会2017の大きな成果の一つと考えます。

2017年LAWASIA東京大会を終えて



LAWASIA日本代表理事
高谷 知佐子

LAWASIA東京大会2017は多くの皆様のご協力、ご尽力そしてご参加を得て、大きな成功を収め、無事に終了した。私は同大会の総務委員会委員長という東京大会の裏方として準備に当たってきたが、今大会は予想を良い意味で裏切る多数の参加人数であったにもかかわらず、特に大きな事故やトラブルもなかったことは、本当にうれしく、またほっとしたというのが正直なところである。毎年できる限り参加していた模擬仲裁には残念ながら参加できなかったが、こちらも非常に盛り上がった素晴らしい大会になったと聞いている。本稿では、盛会であったLAWASIA東京大会でも、特にビジネス法分野のセッションについて、いくつかご紹介したい。

LAWASIA東京大会の大会テーマは「法の支配による大いなる飛躍」であったが、特にビジネス法関連セッションは、「最先端のビジネス法議論」と「人権や法の支配との調和」を同時に追及することを目指したといえよう。

例えば、「アジア企業の欧州ビジネス投資における近時の動向と法的課題」(19日・14時～15時30分)では、アジア企業が欧州に進出展開する際に直面する厳格なデータ・プライバシー保護規制や就業ビザに関するルール、英国のEU離脱と二国間協定の動向等を踏まえ、EU・英国圏からはドイツ、英国、

ベルギーの法律家が、アジア圏からは日本、香港、インドネシアの法律家が参加し、それぞれの知見に基づいた活発な議論が行われた。特にデータ・プライバシー保護規制は、欧州企業との間のM&Aやグループ企業間のやり取りにも適用があり、かつ、企業活動にダイレクトに影響がある一方で、各国にそれぞれのデータ・プライバシー保護法がある中、個人情報が含まれるデータ等のやり取りの方法や対応に特にアジアの企業は悩まされている。このような「今そこにある問題」を各地域の状況を熟知した専門家が一同に会して議論し、聴衆も一体となって問題解決に知恵を絞る場が提供されることは、このような国際会議における醍醐味であろう。データ保護法に関連しては、その他にも「ビッグ・データ～データ保護法は最新のテクノロジーを捕えているか？」(20日 11時～12時半)も多くの聴衆を得たセッションである。

また、「アジア各国のキャッシュレス決済事業者に対する規制の現状と今後の方向性～リテール金融のボーダレス化を見据えて～」(19日 16時～17時半)では、アジア各国で利用者数が急速に拡大しているデビットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済手段、Fintechへの関心の高まりを踏まえ、高度にIT化する決済手段や金融サービスと、これらを巡る法規制に対して、弁護士や法曹関係者がどのよ

うに取組み関わっていくことが必要なのだが、日本、韓国及び台湾のスピーカーの間で議論された。キャッシュレス決済手段の広がりには、一方で利用者の利便性を飛躍的に高めるが、他方でその不正利用をどのように防止していくか、また利用者には不透明な仕組みであるが故に不利益を被りかねない消費者をどのように保護していくか、ボーダレス取引が可能となるためにかえって責任の所在が不明確となるため万一の不履行の場合の被害回収をどうするか等、法的な観点からの問題点を山のように生じさせている。3か国から参加したスピーカーはいずれも当該分野で各国のトップを走る専門家であり、こうした専門家の議論を聞くことができる機会を提供することも、LAWASIAビジネス法部会の果たす役割の1つとなっている。

ビジネス法そのものではないが、最新技術が法律業務に与える影響について討議がされた「法律実務と技術革新」(20日14時～15時半)も非常に興味深い内容であった。ここでは、AIを用いた業務遂行の可能性や内容を含めて、技術革新が法律業務や実務にどのような形で影響を与え、ひいては弁護士という職業そのものがどのように変わっていく可能性があるのかについて、日本、米国、英国、フィンランドの法律家が熱く議論を交わした。AIの普及により弁護士という業務そのものが無くなるのではないかというテーマは決してフィクションではなく、目の前に迫っている現実である。各国で既に進み始めたAIの弁護士業務への利用が紹介されたが、参加者は好奇心を大いに刺激されるとともに、薄ら寒さも同時に感じたセッションであった。弁護士という同じ職業を生業とする聴衆が共通の危機感により「一体感」を味わうことができたわけである。

ビジネスと人権の調和の追及という観点では、「ビジネスと人権～国境を越える企業活動において生じる人権侵害の救済と、法律家の役割～」(21日 9時～10時半)、「ビジネスと人権のための協働に向けて～国連専門委員との対話～」(21日14時～15時半)があり、国境を越えたビジネスの過程で生ずる人権侵害の現状やその救済について、各国からのスピー

カーと国連専門委員からの最新の状況についての報告がされ、また活発な議論が行われた。ビジネスといえども人権侵害の上に成り立ってはならないことは当然であるが、これまでこうした観点はややなおざりにされてきた。しかし、人権問題に真摯に取り組まない企業はもはや消費者や利用者の支持は受けられないのであり、弁護士だけではなく全ての法律家がこれを理解し意識して業務に取り組む、また、国境をこえて弁護士同士がネットワークを築いてこの問題に取り組むことが重要であるということが参加者に共有された、非常に実のあるセッションであった。

上記の他、ビジネス法の一部ともいえる環境法関連としては、「排気、排水、廃棄物に関する問題点とそれらがもたらす効果について～アジア各国におけるwasteがもたらした土壤汚染、水質汚濁、海洋汚染の改善・防止に向けた規制の動向から」(20日 11時～12時半)、「アジア地域のエネルギー保障～国連持続可能開発目標(SDGs)を満たすクリーンエネルギー確保に向けて～」(20日 16時～17時半)があり、こちらも多数の聴衆を集めた。

その他、知財法関連、税務関連、労働法関連、腐敗防止法関連等、幅広いテーマでセッションが開催されたが、いずれも例年にない集客であり、参加者の意識の高さを如実に表す結果となった。

LAWASIA東京大会に参加した法律家や法曹関係者の中で、数という観点で多いのは、おそらくビジネス・ロイヤーとカテゴライズされる弁護士であろう。特に、高い経済成長率を誇る新興国の弁護士達は、日々ダイナミックなビジネス環境において、自らの経験や知識を更新・蓄積させており、その意欲は極めて高い。今回のLAWASIA東京大会を契機に、より多くのビジネス・ロイヤー達が、高い意識の下で深い繋がりを構築できることが、ひいてはアジア全体で法の支配を押し進める動力となると思っている。来年は初めてカンボジアのシェムリアップで年次大会が開催される予定となっている。LAWASIA東京大会以上の盛り上げを期待したい。

第14回コンGRESの開催について



法務省大臣官房審議官（国際・人権担当）

菊池 浩

ローエイシア第30回東京大会が大成功裏に幕を閉じた。私はプログラム委員会の委員として関わらせていただいたが、いささかなりとも貢献できたのであれば幸いである。ここでは、国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）について紹介させていただきたい。

コンGRESは1955年以降5年ごとに開催されている犯罪防止・刑事司法分野における国連最大級の国際会議であり、司法大臣、検事総長等ハイレベルの各国政府代表や、国際機関、NGO関係者等が大勢参加する。会議では、犯罪防止・刑事司法分野の対策や国際協力の在り方について検討し、政治宣言が採択される。

前回は2015年4月にドーハ（カタール）で第13回コンGRESが開催された。このコンGRESには、国連事務総長が初めて参加したほか、149か国から約4,000人が参加し、我が国からは検事総長を筆頭に、法務省、警察庁、外務省等の関係省庁からなる政府代表団が出席した。日弁連からも参加されている。会議では、「犯罪防止・刑事司法のより広い国連アジェンダへの統合」をテーマに議論し、成果文書として「ドーハ宣言」が採択された。

次回の第14回コンGRESは、2020年に我が国において開催することが決定している。我が国における開催は、1970年の京都に次いで50年ぶり2回目であり、次回の開催場所も前回と同じ京都の国立京都国際会館と決定している。

上川陽子法務大臣は、コンGRES日本開催の意義について、記者会見において、「世界中から参加してくださった方々に我が国のたゆまぬ努力の結実としての国家の成熟や法の支配の浸透を体感していただきたいと考えています。また、国内的にも、安全・安心な社会の実現や再犯防止、そしてこれらを支える法遵守の文化についての国民的関心を高める機会としたいと考えています。」と述べている。

次回コンGRESの全体テーマや議題等は既に決定している。全体テーマは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」であり、奇しくもローエイシア東京大会2017のテーマ「法の支配による大いなる飛躍」と同様に「法の支配」に言及している。

「2030アジェンダ」とは、言うまでもなく、2015年の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための17の目標（SDGs）のことである。ちなみに、1970年の京都コンGRESの包括テーマは「犯罪と開発」であった。問題状況は大いに異なるとはいえ、いずれのコンGRESでも開発マターと関連付けられてテーマが構成されていることに何かの因縁を感じるのは私だけであろうか。

開催時期は2020年4月を予定しているが、法務省としては、引き続き、関係省庁等と連携し、ローエイシア東京大会のような成功を収められるよう、しっかり準備を進めていきたいと考えている。

ローエイシアMOOT（模擬仲裁） 東京大会に参加して



東京高等裁判所第12民事部
井上 泰人

1 ローエイシアでは、かねてより、大会開催に併せてアジア諸国を中心とした各大学の学生諸氏による国際模擬仲裁競技会を開催しているとのことであり、今次大会においても、9か国から16校のチームが参加して、予選から決勝戦に至るまで3日間にわたって熱戦を繰り広げた。

筆者は、最終日に開催された模擬仲裁の決勝戦に仲裁人として参加する機会を与えられたことから、その概要と若干の感想を紹介申し上げるものである。

2 模擬仲裁の参加校に対しては、事前に事務局が作成した事案が配布され、併せて当事者が仲裁廷に対して判断を求めた論点が示される。

事案は、申立人（日本法人）と相手方（ミャンマー法人）が締結した、ミャンマーにおいて翡翠の採掘・成形・加工・販売事業を共同で行う旨の「Partnership Agreement」と題する契約に関連するものである。

当初は友好的であった当事者の関係は、申立人関係者によるミャンマー政府批判の発言が雑誌に掲載されたことで悪化し、相手方は、これを理由として契約解除の意思表示をするに至った。そこで、当事者は、①相手方による契約解除の意思表示の有効性、②申立人が日本で購入し、ミャンマーにおいて相手方名義で登録された上で翡翠採掘等の共同事業に供されていた機械類の所有権の帰

属、③申立人の役員がミャンマーで開発し、現に共同事業に供されていたソフトウェアに関する権利（知的財産権として登録されていない。）の存否及び帰属を論点として、日本の仲裁廷による判断を求めることとした。なお、上記契約では、ミャンマー法の適用が合意されている。

したがって、参加者は、3つの論点について、まず準拠法を特定し、次に事案に適用されるべき実体法を調査した上で、これを事案に適切に当てはめることで自己に有利な法的主張を組み立てることになるが、その際、申立人代理人となった場合と相手方代理人となった場合の双方に備えて、2とおりのシナリオを用意する必要がある。

もちろん、言語は全て英語である。

模擬仲裁で競われるのは、仲裁判断の勝敗ではない。したがって、仲裁判断も示されない。評価の対象となるのは、口頭審理の場において発揮される参加者の法律知識、法律の適用能力、仲裁人からの質問に対して適切な応答をする能力、口頭審理での態度、そして持ち時間の管理能力である。

3 既にお気付きのとおり、素材となる事案も判断が求められる論点も、いずれも決して単純なものではない。準拠法選択の論証には複数の選択肢があり得るし、仮に準拠法が特定されたとしても、その準拠法は、参加者にとって馴染みがあるとは思われない国の法律となっているから、法情報の

収集だけでも容易ではない。更に、そのような馴染みのない国の実体法を、事案に対して説得的に適用し、自らの求める解決の妥当性を、攻守所を変えるのに応じて、申立人と相手方の双方の立場にたって論証しなければならない。

「法律家的能力が最も試される時とは、…これまで全く議論されていなかった法律問題、考えたこともないような法律問題に直面させられた時である。」(平井宜雄『債権総論(第二版)』2頁)というが、模擬仲裁では、文字通り、ここにいう「法律家的能力」が最も試されるのである。

しかも、多くの参加者にとって、英語は自分の母語ではない。

4 しかしながら、模擬仲裁の参加者は、いずれも極めて高いレベルの成果を示したのである。

今次の模擬仲裁は、予選が2日間にわたって上智大学で開催されたが、そこで垣間見たのは、事案を咀嚼し、実体法を徹底的に調査した上で熱弁を振るう参加者たちの姿であった。その姿からは、指導教授らの指導があるとはいえ、学生諸氏が模擬仲裁の実施に向けて、いかに真摯に課題に取り組む、情熱を傾けて周到な準備を行ったかを容易に窺い知ることができた。予選の仲裁人には我が国からも多くの方が参加しておられるが、筆者と同じ感想を抱かれたのではなからうか。

参加者の熱戦がクライマックスに達したのが、最終日の決勝戦であった。

予選を勝ち抜いて決勝戦に駒を進めたのは、申立人代理人がマレーシアのマラ工科大学(Universiti Teknologi Mara)、相手方代理人がシンガポール経営大学(Singapore Management University)であったが、決勝戦だけは、時間の制約もあり、攻守交代がなく一方当事者の代理人のみを務めることになっている。それでも両校は、日本弁護士連合会副会長小原正敏先生や筆者を含む5人の仲裁人を前に、堂々とそれぞれの立論を開陳したばかりでなく、仲裁人から次々と浴びせられる極めて専門的な質問に対して、あらん限りの力を振り絞って切り返してくる。このように、決勝戦参加校は、参集した多数の傍聴者に対してその技量と情熱の両方を遺憾なく披露してくれたのである。

筆者は、職業柄訴訟指揮の経験があるということから仲裁廷の長たる仲裁人の役を仰せつかり、決勝戦の口頭審理の進行を指揮するという榮譽に浴した。しかし、決勝戦の緊張感あふれるやりとりのため、終了後、参加者がまだ法曹資格を取得していない学生であったという事実を思い出すのにしばらく時間がかかったほどであった。

最終的に、優勝の栄冠は、シンガポール経営大学に輝いた。

5 今次の模擬仲裁には、我が国から京都大学、神戸大学及び上智大学が参加して奮闘したが、いずれも決勝戦に残ることはできなかった。しかし、管見に接した限りでも、日本の参加者の実体法の調査能力やその適用に関する論証は、決勝戦参加校と比べても遜色がなかったように思われる。むしろ、自身の浅学菲才を顧みずに言えば、今後の課題は、英語力や前述の「法律家的能力」に加えて、異なる価値観を有する者を理解し、これを説得する能力の習得ではないかと思われた。

異なる価値観を有する者を理解するには、まず自らの価値観を再検討しなければならない。これは、決して楽な作業ではない。まして、そのような相手を説得するには、単に自分の是とすることを述べれば済むというものではなく、様々なアプローチを研究しなければならない。これは、優れた法律家に求められる普遍的な能力であるといえるが、ある程度の経験を積まないと身に付くものではないともいえる。

我が国の学生諸氏には、更に経験を重ねてこれらの能力を涵養し、我が国の法律家の能力と存在感を世界に示すようになって欲しいと思った次第である。

6 学生諸氏は、模擬仲裁という経験を通じて、国境を越えた交流を深めたばかりでなく、実に多くのことを学んだと思われる。そして、このような貴重な成果は、その準備から終了後に至るまで、MOOT部会長島村洋介先生以下、実に多くの方々熱意によって支えられている。筆者にとっても模擬仲裁への参加は多くのことを学ぶ貴重な経験であったが、筆者が些少なりとも学生諸氏や彼らを支えるの方々のお役に立てたならば幸甚である。

東京大会から学び、 今後の活動へつなげるために



日本ローエイシア家族法部会企画委員
弁護士

川見 未 華

日本ローエイシア家族法部会は、日本ローエイシアの部会の1つとして、現在、約47名の会員が所属しており、家族法に関連する研究会やシンポジウムを行うなどの活動を行っている。2016年に入ってから、実施する研究会を2017年の東京大会に向けたプレセミナーと位置付け、開催してきた。具体的には、プレセミナー第1弾として、2016年7月に、2016年6月香港会議の報告に関する研究会を、プレセミナー第2弾として、2016年10月に、成年後見制度に関する研究会を開催した。いずれの研究会も家族法部会の会員のみならず、裁判所、大学、民間団体、弁護士等様々な関係者の方々に広くご参加いただき、家族法に関する問題の関心の高さや、2017年東京大会に向けた機運の高まりを実感した。

東京大会の家事セッションとしては、「高齢社会と法的対応」及び「養育費の算定及び効果的回収に関する各国の制度と国際的事案への対応」がテーマとして取り上げられた。前者の「高齢社会と法的対応」は、家族法部会でプレセミナー第2弾として取り上げた成年後見制度とも関連するテーマであり、高齢社会を迎えた日本にとって切実な問題といえるが、高齢者（被後見人）の意思を尊重するための諸外国（スピーカーのご出身はオーストラリアや台湾、韓国）の工夫を知ることができた。また、最高裁判例をベースにした高齢者が車を運転して事故を起こした場合の賠償責任に関する説例では、公共団体に責任を負わせることができるという見解や、後見人

と被後見人が連帯責任を負うという見解など、国によって様々であったが、方向性として、後見人（家族）に責任を負わせるよりは、社会が責任を負うような制度を目指すべきではないかという発言がなされたのが印象深かった。

後者の「養育費の算定及び効果的回収に関する各国の制度と国際的事案への対応」については、各国の養育費に関する制度が紹介された。香港で2007年ハーグ国際私法会議の扶養料回収条約に伴い設立されたi Supportの活動や、オーストラリアでは、国家機関が回収に関与し、不払いがあれば失業保険や税金還付額からも差し引くといった体制になっていること、シンガポールでは執行を促す多くの措置があることなどの話が紹介された。諸外国に比べて、日本は、養育費の決定も回収支援も当事者の努力がないと進まないし、裁判所の介入も限定されており、養育親にとっては非常に厳しい実務状況であることを改めて感じた。

東京大会では、他の国の法制度や状況を知ること、日本における問題点をより明確に認識し、解決のための議論を深めることができることを実感した。家族法部会では、次回以降、東京大会と関連したテーマを掲げ、より発展した議論を行う研究会を企画中である。家族法部会の活動を通して、今後も、家族法実務の研究と発展について考えていくことができればと思う。

ローエシア東京大会2017のご報告

～主に企業法務部会と女性弁護士昼食会について～

LAWASIA東京大会2017
組織委員会 企業法務部会員
江 黒 早耶香

秋晴れの美しい日に、盛大に開催されたローエシア東京大会2017に参加をさせていただいたこと、お世話になりました関係の皆様にあらためてお礼申し上げます。

若手の立場から、国際会議において、弁護士の国際交流の一翼を担わせていただけることの意義とやりがい、楽しさについてご紹介をさせていただきたいと思います。

私が大大会の企業法務部会に参加したのは、日本組織内弁護士協会の広報渉外委員を務めていたためです。かつて内閣官房国家戦略室で公務員弁護士をしていました関係で現在同協会の第4部会（行政庁、地方公共団体等）の事務局長を担当しております。

企業法務部会では、Day3の「アジア太平洋地域における企業内弁護士の現在と未来」セッションの事務局を担当いたしました。パネリストの皆様から海外の企業内弁護士の実態をお伺いし、日本との比較ができる貴重な機会です。参加者の関心も高く、質問も多く出ました。本セッションには、官庁で日本企業の国際競争力強化の一環として企業の法務機能強化の検討を担当する公務員弁護士もフロアで参加しており、本大会で得た知見を政府の政策検討にいかしておられます。

ありがたいことに、本大会を通じて、「組織内弁護士」の認知度も上がり、本大会における出会いをご縁に国際的業務を行う組織内弁護士に転身された方も実際にいらっしゃいます。人と人の出会う場としての「会議」の意義を痛感した次第です。

もう一つ、大変楽しい企画となりましたのは、Day4の昼食会場で、日本弁護士連合会男女共同参画推進本部のお声がかりで、日本女性法律家協会の会員として女性弁護士昼食会に参加させていただいたことです。かつて私は、弁護士一年目、二年目に、法科大学院のリサーチペーパーの指導教授であった方のお誘いで、日本女性法律家協会の幹事を務めさせていただいておりました。素晴らしい女性法律家の諸先輩方にご指導いただいたことは一生の財産であり、以来、同協会の先生方には大変お世話になっております。

本大会の女性弁護士昼食会には、海外の錚々たるメンバーの女性弁護士がご参加になり、このような国際会議の機会であれば直接お話をする時間をいただくことも難しい方々ばかりでした。皆、気さくにお話をしてくださって、あっという間に時間が過ぎていきました。私の役回りは、飲み物に気を使ったり、座席配置に気を配ったり、話題の進行に配慮するなど、実際お役に立ったのかどうか分かりませんが、笑い声の絶えない時間となり、ほっとしております。

国際会議は、これまで、IBA、IPBA、INTAにも参加しており、どの会議も特色がありますが、会議を通じた出会いの楽しさは一貫しています。ぜひ若手弁護士の皆様に積極的にご参加いただき、できれば事務局作業に一部でも参加して、楽しい時間作りに貢献するやりがいを感じていただければと思います。

LAWASIA東京大会に参加して



台北律師公会国際事務委員会副主任委員
常在国際法律事務所 (Tsar & Tsai Law Firm)

陳 逸 竹

弁護士会の国際事務委員会に所属するメリットの
一つは国際的イベントの情報にアクセスしやすいこ
とである。今回のLAWASIA東京大会の情報を一番
最初に入手したのは、まさに台北律師公会と友好協
定を結んである第二東京弁護士会との交流会の最中
であった。「ぜひ貴会の皆様にお配りください」と
二弁の先生から少なくとも2センチの厚さはあるフ
ライヤーの束が渡されたとき、必ず東京大会を成功
させたい情熱がひしひしと伝わってきて、その光景
は非常に印象的だった。私の知る限り、東京大会に
出席した台湾弁護士は20名弱あり、「日本で開催
なら！」という理由で参加した者もかなりの割合を
占め、参加した後の感想も好意的なものがほとんど
であった。

実は私も今回の東京大会でLAWASIAデビュー
した者であって、わくわくしながら様々なセッシ
ョンやイベントに参加した。数多いセッションの
中、最も印象深かったのは、タイトルにふさわしく、
ITを駆使した「電子化と裁判」だった。通常、法
律家の演説はスピーカーが一方的にテーマについて
話し、リスナーはただ単にそれを聴くだけであるが、
このセッションではプレゼンテーション内容の進展
に合わせてリスナーがスマートフォンやタブレット
などの電子機器でアンケートに答えるインタラクテ
ィブな形を採っていた。特に新鮮だったのは、アン
ケート結果は即時にスクリーンに反映され、しかも
回答者の回答タイミング及び回答数によって統計結
果が随時小刻みに変化することであった。このセッ
ションからは聴覚だけでなく、視覚も非常に刺激を

受け、会場全体の和んだ雰囲気は非常に楽しく、ま
たこのようなセッションに参加したいと思う一方、
自分もこのようなプレゼンテーションができたらい
いなと思った。

弁護士会の国際事務委員会メンバーとして、頻繁
に他国との交流イベントを企画しているため、この
ような国際会議に参加すると、参加者の角度のみな
らず、つつい大会運営側の角度からも見てしまう
癖があり、今回の東京大会は非常に勉強になった。
参加者が大人数にもかかわらず、ネームカードの発
行はQRコードを活用して一瞬で終わり、渋滞知ら
ずで気分爽快だった。セッション資料をハードコピ
ーではなく、ダウンロード形式で提供するのは環境
にやさしいだけでなく、参加者の荷物軽減、且つ経
費の節約にもなり、万が一修正や差し替えの必要が
ある場合も即座対応することでき、多方面において
素晴らしかった。また、ガラディナーでの澄翔さん
の書道パフォーマンスはインスタ映えで思わずスマ
ートフォンで連写してSNSにアップロードし、自分
の思い出だけでなく、大会の宣伝にもなった。これ
らハード面及びソフト面を見て、準備段階及び開催
期間中の大変さはきっと並大抵なものではないと感
じ、これらの作業に携わった方々を尊敬せずにはい
られなかった。

今回のLAWASIA東京大会に参加して、今まで
お世話になった方々に会い、新たな友人と知り合い、
知らなかったリーガル情報を得て、大変充実な時間
を過ごすことができ、本当に参加してよかったと思
う。

LAWASIA東京大会2017に参加して



弁護士

新田 裕子

2017年9月18日から21日まで開催されたLAWASIA東京大会へ参加した。過去に他の国際会議に参加した経験はあるが、LAWASIAに参加するのは今回が初めてであった。今回、有難いことに日弁連と所属する栃木弁護士会の両方からの費用補助を受けての参加となった。この種の国際会議は参加費が高額であるため、いくつもの国際会議に参加することはなかなか難しいのが現実であるが、今回は費用補助のお陰で、新しい国際会議の世界へ飛び込むことができた。

東京大会は、各種セッションは勿論のこと、開会式、ガラディナー、閉会式、フェアウェルパーティーと華やかなイベントが盛りだくさんであった。しかし、実はその脇で、非常に面白いサイドイベントが催されていたことをご存知だろうか。

その一つは、LAWASIA東京大会2017プログラム委員会家事部会によって企画・準備され、9月22日に開催された東京家庭裁判所ツアーである。わたしはこの東京家庭裁判所ツアーに、通訳として参加した。ツアー冒頭では、会議室に集まった参加者を、東京家庭裁判所長が英語の挨拶で出迎えてくださり、続いて渉外家事事件を担当している裁判官が、日本の家事事件手続きについて、パワーポイントを用いてこちらも英語で説明して下さった。お二人がその流暢な英語によるスピーチで、東京家庭裁判所が国際的な対応能力を備えた裁判所というイメージを強くアピールされたことに個人的に大変感銘をうけ

た。これに続いて、少人数のグループに分けられた参加者と通訳が、調停室、待合室、家事審判廷、児童室、後見センターなど東京家庭裁判所内の各施設を回り、それぞれの場所を見学しながら裁判所の担当職員から詳しい説明を受けた。例えば、児童室では、参加者が児童室に実際に靴をぬいで上がり、室内に備え付けてある絵本、ぬいぐるみ、玩具などを手に取り、子どもたちが楽しく遊べるよう工夫されている様子を観察した。児童室の横に備えられた別室から、子どもたちが児童室で過ごす様子をビデオモニターやワンウェイミラーを通じて観察できるシステムについては、参加者から非常に面白いアイディアだとの声が上がっていた。ツアーへの参加者は、インド、香港、中国、オーストラリア等、アジア環太平洋各国の弁護士であり、家事事件を多く取り扱う弁護士が多かったが、他国の家庭裁判所を訪れる機会はなかなかないので参加したというビジネス・ロイヤーも少なからずおり、多様なバックグラウンドを持つ弁護士と交流することができた。皆で一緒に家庭裁判所内を歩きながら、裁判制度や裁判所の設備の違いなどについてごく自然に意見交換をすることができ、非常に楽しく有意義な時間を過ごすことができた。このようなサイドイベントは、本会議と比較してもよりカジュアルなセッティングのことが多く親しみやすいので、特に国際会議初心者には本会議と合わせて参加することをお勧めしたいと思う。

若手法曹部会での活動を通じて



名川・岡村法律事務所
弁護士

渡 邊 迅

1 若手法曹部会について

私は、LAWASIA 東京大会の組織委員会の中で、主に若手法曹部会で活動しました。これまでLAWASIAには若手法曹向けの部会が存在しなかったことから、会議で一からアイデアを出し合い、様々な企画を練り上げる体験をすることができました。同部会は様々なプログラムを企画しましたが、私自身は、公式セッションの原案を企画したため、公式セッションの担当者として、プレセミナーの講演、モデレーター、スピーカーとの連絡・打ち合わせ等の業務を担当することになりました。

2 プレセミナーについて

また、本大会の広報活動として、プレセミナー「世界における弁護士業務の潮流と未来予測」(第1部：弁護士業務の国際化と規制)の講師を片山達先生と共同で務めることになりました。テーマは、国境を越えた法律事務所の提携(インターナショナル・パートナーシップ)や非弁護士による法律事務所の所有・経営(ABS)などを取り上げました。私自身は海外の弁護士業務についてはほとんど知識がなかったため、発表の準備に際しては、国際的業務の経験が豊富な片山達先生から全面的なご指導、ご助言を頂きました。日常業務では触れることがなかった世界における弁護士業務の変化を学ぶ機会を得て、弁護士としての視野が広がったような気がします。

3 公式セッションについて

若手法曹部会の公式セッションは「法律実務の国際化と若手弁護士の拡大領域」をテーマにしました。法律業務の国際化に伴い、将来的に外国弁護士規制

の緩和が進んだ場合、国内における外国弁護士との競争が激化する一方、若手弁護士が海外に進出するチャンスも増えるのではないかと、という問題意識がありました。外国弁護士規制が異なる各国の弁護士に自国の法的規制、国際業務の具体的な体験談、将来的な規制緩和の見込み等を語ってもらう狙いがありました。片山達先生にご紹介頂き、国際業務の経験豊富な日本、インドネシア、中国、インドの各弁護士をスピーカー、モデレーターに選定することができました。

当日は、各スピーカーが各国の外国弁護士規制を説明した上で、モデレーターが複数の質問(若手弁護士が海外進出するために必要なキャリア・能力とは何か、各国における海外留学のトレンド、外国弁護士として働く際の注意点、外国弁護士として登録せず、外国の法律事務所に出向する方法など)を提示し、各スピーカーがこれに回答する形式で行われました。

当日は158名(同日同時間帯では最多の参加者数)が参加し、積極的な質疑応答がなされ、興味深いセッションであったとの感想も頂きました。

4 最後に

本大会への参加を通じて、海外の弁護士業務を学び、若手法曹部会のメンバー及び外国の若手弁護士とのネットワークを築く機会を得るなど、大変貴重な経験をすることができました。

今後も機会があれば、国際会議に積極的に参加し、弁護士としての知見を広めたいと考えております。

200人の友人に会いに



弁護士
石田 龍

1 偶然の出会い

LAWASIA東京大会。20代最後にして初めての国際会議は人生の転換期となった。事の発端は一昨年4月、LAWASIA東京大会の説明会への参加を呼びかけるチラシを目にした私は、面白そうだと思い、よくわからないまま出席希望のメールを送った。2か月後に開かれた説明会の当日は多忙のため欠席した。ところが後日、「出席、アンケートへの回答ありがとうございます」とのメール。ドタキャンする不届き者への当てつけであろうか。間違いメールと直ちに訂正されたものの、せっかくだから希望の委員会・部会を回答せよとのご提案。御厚意に乗っかり組織委員会の一端をご下命頂いた。これがLAWASIA東京大会との出会いである。

2 活動

組織委員会では主に若手法曹部会の一員として活動させて頂いた。本大会に出席する各国の若手法曹とのネットワーキングの一環として、組織委員会の許可を得てFacebookグループを立ち上げ、登録者に参加を呼びかけた。部会の皆にはコンテンツを生かし続けるために、皆の輝く笑顔の写真とともに比較的長文の自己紹介を一定期間ごとに投稿してもらい、また都内の主要な名所や本大会に関わる場所を英語で紹介するビデオの投稿をお願いした（今もまだ観ることができる）。皆の努力が功を奏し、大会が始まる頃には各国の参加予定者が、自らの写真とともに自己紹介の投稿行うようになり、これにまた他の参加予定者がコメントをするなど、来るべき大

会で会える熱意を仲間たちと高め合うことができた。そして、大会当日までには200名を超える自称若手法曹たちが集うコミュニティとなったのである。

なお、若手法曹部会員の皆とは大会後も密な交流があり、良い刺激を得ている。私の知る限りでも、2名が外務省へ任期付公務員として就任し、1名が国外アジアで働き、2名が留学を計画しており、国際的な活躍への意欲が高い。また、複数名がシムリアップで行われる次回のLAWASIA大会への参加を予定しているようである。

3 フィリピンへ、カンボジアへ。そしてシンガポールへ

今後の課題は、せっかくだきたネットワークを過去のものにしないことだ。Facebookグループは一時の勢いはなくなったものの幸い未だ死んではない。稀ではあるが投稿があり反応もある。個々のユーザー同士で直接繋がっている者も多い(友達機能)。今のうちに次に繋げる必要がある。そうして私は、Facebookで繋がり本大会で仲良くなったフィリピンの裁判官の誘いで、今年3月にマニラで行われるIPBAに行き、その後現地の法律家と交流する予定を立てた。11月には次期LAWASIA大会に出席する予定である。そして来年予定していたLLM.留学の希望地を、米国からシンガポールへと変更した。NYバーなど要らぬ。勢いにしては大きな選択である。

それでは、Facebookで繋がる200人の友人に会いに行ってみます。ご機嫌よう。

31st LAWASIA Conference

2-5 November 2018 Siem Reap | CAMBODIA



(LAWASIA ホームページより転載)

理 事 会

日本ローエイシア友好協会（会長・小杉丈夫）の理事会が、去る11月14日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された。（出席理事11名）

同理事会では、下記第1号議案から第3号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第4号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 役員補充の件（新任：酒井邦彦氏（前広島高等検察庁検事長））
- (2) 上期事業実施状況及び収支の件
- (3) 下期事業計画の件
- (4) ローエイシア第30回東京大会（2017年9月18日～21日）開催報告の件
- (5) 今後の当協会の組織体制と活動について
- (6) ローエイシア執行委員会報告の件
- (7) ローエイシア第31回カンボジア大会（2018年11月2日～5日）等、本部活動への参加協力の件
- (8) 家族法部会の活動報告の件
- (9) ニュースレター発行の件



〈理事会の様様（11月14日、於 法曹会館）〉

●ローエイシア第31回カンボジア大会

2018年11月2日～5日、於 シェムリアップ（カンボジア）
lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

（平成29年11月14日現在）

個人 A 会員	130	
個人 B 会員	66	
法人 A 会員	4	
法人 B 会員	13	（計 213）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	15,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成29年11月14日現在）

	顧問	安倍 嘉人	元東京高等裁判所長官
		小野 昌延	弁護士
		千種 秀夫	日本法律家協会顧問
		土井 輝生	早稲田大学名誉教授
		中川 英彦	元京都大学法学研究科教授
		三好 達彦	元最高裁判所長官
		柳田 幸男	弁護士
		吉村 重徳	九州大学名誉教授
会 長		小杉 丈夫	弁護士
副 会 長		石川 正	弁護士
		鈴木 五十三	弁護士
		小原 正敏	弁護士
常任理事		酒井 邦彦	前広島高等検察庁検事長
		鈴木 正貢	弁護士
		熊倉 禎男	弁護士
		内田 晴康	弁護士
		神田 秀樹	学習院大学法科大学院教授
		堀 裕	弁護士
		高谷 知佐子	弁護士
		姫野 春一	事務局長
理 事		徳岡 治	最高裁判所事務総局秘書課長
		菊池 浩	法務省大臣官房審議官
		松本 裕	法務省大臣官房秘書課長
		千原 恵介	国連アジア極東犯罪防止研修所長
		相原 佳子	弁護士
		市毛 由美子	弁護士
		大谷 美紀子	弁護士
		川村 明	弁護士
		小泉 淑子	弁護士
		澤井 英久	弁護士
		芝池 俊輝	弁護士
		田中 浩三	弁護士
		畑口 紘	弁護士
		松崎 隆	弁護士
		森 伊津子	弁護士
		森 昭夫	名古屋大学名誉教授
		吉田 和彦	弁護士
		若林 昌子	家庭問題情報センター
監 事		青山 善充	東京大学名誉教授

編 集 後 記

今や、AI、デジタル化等が身近な問題となってきたこともあり、まだ数か月しか経っていないのに、ローエイシア東京大会が開催されたのは2017年秋だったなあ、と述懐を夢見るほど時計の針の進み具合が早いような気がします。開催に際して、準備段階から並々ならぬご努力をされた関係者の皆様、お疲れ様でした。

今号は、原稿依頼に際し坂野維子弁護士のお力添えを得て、東京大会に参加された方々の中から11名にご感想などを綴っていただきました。編集子は、江黒先生が触れておられる「できれば事務局作業に一部でも参加して、楽しい時間作りに貢献するやりがいを感じていただければ」云々は、これからローエイシア活動へ興味を持たれる方々への示唆に富むエールと感じた次第です。

さて、次回の年次大会は11月のシェムリアップ大会（カンボジア）です。日本から大勢の会員の皆様のご参加が期待されております。
（事務局長／姫野春一）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545
E-mail : lawasia@ibltokyo.jp